

河内町フィルムコミッション同意事項

依頼者は、河内町フィルムコミッション（以下「河内町F C」）にロケ支援を依頼する際は、以下の同意事項を了解し、遵守するものとします。

1 依頼者の義務

- (1) 依頼者は、河内町F Cと連絡・調整する担当者を明確に示してください。
- (2) 依頼者は、自己の責任においてロケハン及び撮影その他の活動（以下「撮影等」）を実施してください。
- (3) 依頼者は、河内町F Cがロケ支援を実行するために必要な協力又は作業を行なうものとします。河内町F Cの要求に応じない場合には、ロケ支援を実行しないこともあります。

2 事故等の防止

- (1) 依頼者は、撮影等を行なうにあたり、諸法規を遵守し、事故防止に努めることとします。
- (2) 依頼者は、撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、速やかに警察、消防等への通知を含む適切な措置をとることとします。
- (3) 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生した場合であって、依頼者が適切な措置を取らないと河内町F Cが判断したときは、依頼者は河内町F Cの指示に従い直ちに撮影等を中止してください。
- (4) 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、依頼者は河内町F Cに対して速やかに当該事故その他のトラブルについての報告をしてください。

3 保険

- (1) 依頼者は、撮影等に関して生ずる損害を対象とした損害保険に加入してください。
- (2) 依頼者は、河内町F Cが紹介したエキストラ、出演者、スタッフ、ロケ地となる物件その他撮影等に参加する者（以下「参加者等」）に生ずる損害を保険の対象に含めてください。
- (3) 依頼者は、河内町F Cの求めがあった場合は、保険証書の写しその他依頼者が適切な損害保険に加入したことを証明する書面を河内町F Cに提出してください。

4 現地における調整

- (1) 依頼者は、事前に当該撮影等の現場である土地建物等の所有者又は管理者等との協議を行なうものとし、これらの者からの指示を遵守してください。また、撮影時もこれらのものからの指示があった場合は遵守してください。
- (2) 依頼者は、騒音、夜間照明その他撮影等現場周辺の住民等の迷惑となる行為を行なう場合は、事前に説明会を開催するなど当該住民等の理解を得られるよう努力すると

に、住民等への迷惑を最小限にとどめるために必要な措置をとってください。

- (3) 依頼者は、撮影等現場に観衆が集まった場合及び集まることが予想される場合には、必要とされる警備及び交通整理を行なってください。
- (4) 依頼者は、撮影等に用いる施設等を保全し、損害を与えないように気をつけてください。また、その施設に対して、改造、造作などの加工する必要がある場合には、事前にかかる施設の管理者等の承諾を得てください。

5 第三者との関係

- (1) 依頼者は、河内町F Cが紹介した参加者等については、誘導及びスケジュール管理を依頼者の責任で行なうものとします。
- (2) 依頼者は、河内町F Cから撮影等に関連する業者、団体及び施設並びにその他の第三者（以下「関係者等」）の紹介を受けた場合には、かかる関係者等と依頼者の交渉結果を遅延なく河内町F Cに報告するものとします。
- (3) 依頼者は、河内町F Cが依頼者に紹介した関係者等との間で行なう契約の締結その他の取引は、すべて依頼者が自己の責任において行なうものであることを理解し、かかる契約を遵守するものとします。

6 計画

- (1) 依頼者は、撮影内容の詳細及び撮影スケジュールその他ロケ支援に必要な情報及び資料を事前に河内町F Cに提出するものとします。
- (2) 依頼者は、河内町F Cに提出した撮影内容、撮影スケジュールその他計画に変更が生じた場合には、直ちに河内町F Cに通知してください。

7 原状回復等

- (1) 依頼者は、撮影等が終了した後、撮影等に用いた場所又は施設等を速やかに原状回復させ、清掃してください。
- (2) 河内町F Cは、撮影等が終了した後、撮影等に用いた場所又は施設の現況がわかる写真等の提出を求めることがあります。その際は速やかに河内町F Cに提出してください。

8 ロケ支援の実行

- (1) 河内町F Cは、依頼者が求めるロケ支援を実行するよう努めます。
- (2) 具体的なロケ支援の実行にあたっては、依頼者と河内町F Cは必要な事項について誠実に協議するものとします。
- (3) 河内町F Cは、各種許可申請（警察・消防・道路・河川・公園等）の代行は行わないものとします。

9 損害賠償

- (1) 依頼者は、関係者等を含む第三者に損害を与えた場合は、かかる損害を法に従って賠

償してください。

- (2) 依頼者によって河内町F Cに損害が生じた場合、依頼者は、河内町F Cに対してかかる損害を賠償してください。

1 0 免責

- (1) 河内町F Cは、無償で依頼者の撮影等に協力するものであり、依頼者又は第三者が撮影等に関していかなる損害を被った場合であっても責任を負わないものとします。
- (2) 依頼者は、撮影等に関して生じる一切の費用を負担するものとします。河内町F Cは、撮影等に関する費用について責任を負わないものとします。
- (3) 依頼者は、ロケ支援の結果撮影等に必要な許可、同意、協力その他十分なロケ支援の成果が得られない可能性があることを理解したうえで承諾してください。
河内町F Cは、ロケ支援の成果が依頼者にとって十分でないことについて責任を負わないものとします。
- (4) 河内町F Cは、撮影等の企画内容によっては、ロケ支援の依頼を受けても、ロケ支援を実行できないことがあります。河内町F Cは、依頼を受けたロケ支援を実行できないことについて責任を負わないものとします。
- (5) 依頼者が、河内町F Cのロケ支援に必要な協力若しくは作業を行わず、又は河内町F Cの要請に応じない場合には、河内町F Cはロケ支援を実行しないことについて責任を負わないものとします。
- (6) 河内町F Cは、河内町F Cが依頼者に紹介した関係者等と依頼者との間における契約その他の取引について責任を負わないものとします。

1 1 広報

- (1) 河内町F Cは、依頼者に対し事前に相談又は通知を行なったうえで、依頼にかかる作品の情報を、制作風景の紹介、作品情報や公式サイトの紹介、独自ポスターの作品その他の方法で河内町F Cの広報に用いることがあります。

1 2 要請事項

- (1) 河内町F Cは、依頼者に対して以下の要請をすることがあります。依頼者が正当な理由なしに要請に応じない場合には、河内町F Cは依頼されたロケ支援及び今後一切のロケ支援を実行しないことがあります。
 - ア 撮影終了後、すみやかに「河内町フィルムコミッション経済効果調査票」に必要事項を記入のうえ河内町F Cまで提出をしてください。
 - イ 河内町F Cによる撮影等現場の撮影（可能な範囲）を許可してください。
 - ウ 河内町F Cに撮影等の成果物を提出してください。
 - エ 作品に「河内町フィルムコミッション(茨城県)」のクレジット等を入れてください。
 - オ 作品ポスター、サインその他グッズ等を河内町F Cに提供してください。